

『工事書類の簡素化』に関する意見と回答

(平成23年度 各県建設業協会との意見交換会)

平成23年度九州各県建設業協会との意見交換会を5月26日～6月17日にかけて実施しました。開催日、出席者、議題等は以下のとおりです。今回の意見交換テーマのひとつである『工事書類の簡素化』について、意見に対する回答を取りまとめました。

◎別添にご意見と回答の一覧を掲載しておりますので、参考にして下さい。

1. 【開催日】

長崎（5月26日）、福岡（5月30日）、宮崎（6月1日）、熊本（6月3日）、
鹿児島（6月7日）、大分（6月15日）、佐賀（6月17日）

平成23年度 各県建設業協会との意見交換で提出された工事書類一覧表に対する意見と回答

書類NO.	書類名	理由及び回答	
NO.11	建退共掛金収納書	意見	工事打ち合わせ簿(提出)により監督員に提出しているが、契約担当課へ提出していれば③施工管理の工事打ち合わせ簿では不要ではないか。12建退共証紙受払簿での資料として確認できるのでは。
		回答	ご意見のとおり、書類No.11で契約担当課へ提出して頂ければ、工事打合せ簿での提出は不要です。
NO.12	建退共証紙受払簿の裏付け資料の提出について	意見	証紙の個人への配布状況の確認として、手帳の写し等の提出を求められるが、非常に煩雑であるため簡素化の配慮をして頂きたい。
		回答	建設業退職金共済証紙の確認は、「共済証紙受払簿」により適切に管理されているのか確認を行います。「手帳の表紙と中身のコピー提出」の必要はありません。
		意見	購入状況を把握するためであれば、協力業者の代表の方に、証紙の受け渡しを行っている状況写真で管理を行えばよいのでは。
		回答	建設業退職金共済制度は、協力業者を含む当該工事現場で従事する全ての労働者を対象とするものです。このため、協力会社の代表者への受け渡し状況写真だけでは、確実に個人に支払われたか確認ができませんので、受払簿により確認する必要があります。
NO.20	施工計画書	意見	当然、1部は提出の必要があると思うが、主任監督員、監督員、現場技術員等、各1部ずつ提出を求められる場合があり、不要であると思われる。
		回答	一部のみの提出で結構ですので、監督員へ指摘して下さい。発注者側もそのような指示がないように指導していきます。
NO.22	ISO9001品質計画書	意見	現在、施工計画書の中に入れて込んで作成しているため。
		回答	品質計画書と施工計画書を統合して作成して頂いて結構です。
NO.23		意見	契約書18条第1項1～5号に該当する場合、設計図書の照査確認資料を提出します。図面と現地との相違が非常に多く、工事受注後施工までに相当の時間を費やすコンサルタントの成果品のチェック体制を強化すれば協議等の書類が激減する。
		回答	設計成果については、今年度からの納期の平準化と適切な工期の設定、業務版のワンデーレスポンス等により、品質の向上を目指しているところです。今後とも設計図書と現場の不一致がないよう努めてまいります。
NO.23,24	設計図書の照査関係	意見	設計照査の照査範囲が明確でない。特に構造計算については、高度なスキルを求められても対応できないことが多く、設計会社に委託するケースもある。
		回答	設計照査については、「設計変更ガイドライン(案)」及び「設計図書の照査ガイドライン(案)」によることとしており、構造計算については、貸与する設計成果品の設計計算書の条件設定が適切なのか、計算結果が正しく図面に反映されているかなどの確認です。 ご意見のように構造計算を設計会社へ委託するケースは、照査範囲を超えている可能性がありますので、工事監理連絡会(三者会議)で確認してください。

NO.25	工事測量成果表	意見	箇所によるが、同一工事区間で発注された工事が輻輳する場合は、共同で工事測量成果表を提出でよいのではないか。
		回答	同一工事区間でも工事現場は異なるため、工事現場毎に工事測量成果の提出が必要です。
NO.28	施工体制台帳	意見	作成は必須ですが、施工プロセスのチェックの際に確認を受けるので、提出しなくても提示でよいのでは。
		回答	建設業法で、適正な施工体制の確立のために、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備えることとされているため、発注者としても提出を求めています。 なお、施工体制は、工事の進捗に応じて下請業者が増減することもあるため、適宜施工プロセスで確認させて頂いており、下請業者が増減した場合にはその都度、施工体制台帳を提出して頂くことになります。
NO.28	施工体制台帳(添付書類)	意見	一次下請との契約書の内容 ・一次下請技術者の資格を証する書面 ・一次下請技術者の雇用関係を証する書面 ・一次下請と二次下請の契約書の内訳書 ・二次下請技術者の資格を証する書面 ・二次下請技術者の雇用関係を証する書面 以上6件。本来求められるものではない。煩雑でわかりづらい。
		回答	建設業法に下請契約した場合には、書面での契約書の締結が義務付けされています。また、下請業者でも国家資格等を保有する主任技術者を配置する必要があり、その主任技術者は建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とされていますので、その確認資料として提出して頂いております。なお、下請金額が500万円未満で建設業許可を取得していない者が行う小規模工事の場合には、主任技術者の配置は必要ないため、下請技術者の資格と雇用関係を証する書面は不要です。
NO.30～35	工事打合せ簿(指示～通知)	意見	各々必要と思うが、添付する参考資料等発注者側からの提出書類・内容が多い。簡素化できるものは省略して頂きたい。
		回答	ご指摘の工事打ち合わせ簿等について、不要なものは添付しないように指指導して参りたい。
NO.30～35	工事打合せ簿の提出方法(紙か電子での提出か?)	意見	紙かメールでの提出の区別がはっきりなされていないので、統一した見解を示して欲しい(承諾・協議)
		回答	「情報共有システム」(ASP)の試行工事であればメールでのやりとりが可能で、そうでない従来の工事は、紙でのやりとりとなります。ただし、従来の工事でもメールでのやりとりも可能ですので、発注者と協議して下さい。なお、「情報共有システム」(ASP)は本格的な運用を目指し、平成23年度は試行工事を増大させる予定です。
NO.30～35	工事打合せ簿の提出方法(紙か電子での提出か?)	意見	工事事務所により違いがあるが、平素は監督職員へ紙ベースで提出するようになっている。 竣工時には、電子データで納品するようになっており、紙を電子化する作業が必要になっている。
		回答	平成22年11月1日以降の工事は、工事打合せ簿等の工事帳票については、ASP(情報共有システム)を導入しない工事は紙で提出し、ASPを導入した工事は電子での提出となりました。ご意見のように、工事帳票については、紙で提出して竣工時に電子で納品するようなことにはなっておりません。今後とも事務所毎に違いがないように発注者の指導を徹底していきます。
NO.30～35	工事打合せ簿による二次製品の品質証明資料について	意見	JIS規格製品については、製造会社及び使用する規格のみの提出として、コンクリート二次製品の配合書は請負業者保管でよいと思われる。JIS規格製品以外の使用材料については、従来通りの扱いとする。(配合や試験結果等の提出)
		回答	JIS規格製品を使用する場合には、ご意見のとおり製造会社の品質証明書等の提出で良いため、使用材料承諾願いは不要です。

NO.30～35	工事打合せ簿の提出、協議時の金額記入について	意見	協議資料に金額を記入するようによく言われるが、発注者の方で調べれば分かると思う。
		回答	変更金額の算出については、工事請負契約書第18条第5項及び「設計変更ガイドライン(案)」に記載のとおり、発注者が行うこととなっておりますので、そのような指示がないように今後も指導していきます。
NO.30～35	工事打合せ簿の提出、協議時の根拠資料	意見	根拠資料についても文献等のコピーを添付しているが、監督員への説明で省略できるのではないか。
		回答	極力省略するように指導してまいります。
NO.30～35	工事打合せ簿(特定調達品目の調査資料提出)	意見	わかりにくい。
		回答	特記仕様書に「環境物品等の調達実績の集計」として明記しているとおおり、グリーン購入法の特定調達品目に該当する品目を当該工事で使用する場合には、その数量を電子データで提出することとしています。 これは、地球温暖化を少しでも防止する観点から工事現場で使用されている特定調達品目の数量を把握するためです。
NO.30～35	工事打合せ簿による安全書類の提出	意見	GW、盆休、年末年始休暇等の安全巡視の報告を行いますが、異常がない場合は、打ち合わせ簿表紙のみとしたい。
		回答	安全巡視結果は、異常があった場合のみ提出する必要があり、それ以外は不要ですが、発注者から求められれば提示することとなります。
NO.30～35	工事打合せ簿(排出ガス対策形建設機械の提出資料)	意見	使用機材(排ガス・低騒音)の写真提出で証明書・年次点検等も添付しているが、写真のみで解決できる。
		回答	特記仕様書に明記しているように使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するのみで結構です。
NO.30～35	工事打合せ簿(排出ガス対策形建設機械の提出資料)	意見	使用する建設機械が、ほぼ平成3年度以降の機械になっています。
		回答	現在、排出ガス対策型建設機械の基準の引き上げが検討されており、今後も地球温暖化対策を推進していくために、特記仕様書に記載されている機械を使用する場合には、排出ガスの基準に適合しているかどうかを継続して確認することとしています。その際、使用する建設機械の写真撮影を行い、提出する必要があります。
NO.35	工事打合せ簿(通知)について	意見	受注者側から(通知)を提出することはこれまでなかった。No.34工事打ち合わせ簿の(報告)か(その他)を代用すればよいのでは。
		回答	通知とは、受注者または発注者の双方から工事施工に関する事項について、必要であれば書面で知らせるもので、従来からあったものです。このため、工事打合せ簿の(報告)などで代用できれば提出の必要はありませんが、受注者から発注者へ書面をもって知らせる必要があれば提出して頂くこととなります。
NO.38	材料確認願	意見	指定材料のみの提出となっているが、現況はすべての材料確認をしている。
		回答	指定材料のみ提出して下さい。指定材料以外の提出を発注者から求められた場合には、監督員へ指摘して下さい。発注者側もそのような指示がないように指導していきます。

NO.39	材料納入伝票	意見	品質記録保存資料に該当しない伝票については、材料品質証明書等で確認できるので、保管は不要では。
		回答	材料品質証明書等で確認できる場合は、材料納入伝票としての提出は不要ですが、材料品質証明書等の保管は必要です。
NO.46	工事履行報告書	意見	毎月現場代理人会議等で毎月の進捗状況報告を行い、実施工程表にも記載するので省略できないか。
		回答	工事履行報告書については、工事請負契約書第11条及び土木工事共通仕様書で提出が義務付けされており必要です。
NO.47～ NO.49	中間技術検査の提示書類の簡素化	意見	中間技術検査受験に当たり、工事完成時に提出する書類と同等の書類を作成、提示している。検査前は現場がフル稼働している中、変更書類作成が多くあり残業が伴います。既済部分・中間技術検査を受検する時期には、人員を増やして対処しているのが実情です。以上の理由により、提示書類を出来形管理・品質管理資料等で簡素化できるのでは。
		回答	中間技術検査は、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等に行うもので、成績評定を行う技術検査です。このため、工事完成時と同等の書類作成が必要ですが、工事完成時には中間技術検査で確認したものについては、省略して良いこととなっています。
NO.49	出来型数量計算書 変更数量計算書	意見	計算書についてももう少し簡素化して欲しい。細かい計画根拠等は必要ない。
		回答	工種毎に数量算出項目と数量算出方法を制定した「土木工事数量算出要領(案)」に従って出来高数量を算出して下さい。なお、質問の「細かい計画根拠等」の具体的な資料が分かれば、よりの確な回答ができますので、後日教えて下さい。
NO.49	出来型数量計算書 変更数量計算書	要望	本来は発注者が作成するものであり、受注者は現場で差異等があれば図面等を作成し書面で協議している。これについては、かなりの労力(残業等)が必要になっているのが現実です。(期限付き等の)最近では積算数量総括表まで求められている。
		回答	変更契約に伴う資料の作成については、「設計変更ガイドライン(案)」に記載のとおり、発注者は受注者から提出される設計図との対比図や出来型数量計算書等を基に、設計図書の訂正・変更を行うなど、発注者と受注者の役割分担を決めています。このため、発注者が実施する作業を要請された場合には監督者へ指摘して下さい。発注者側もそのような指示がないように今後も指導していきます。
NO.49	出来形数量計算書	意見	出来形管理の確認により、工事数量を満足していると思われる数量計算書は不要では。
		回答	工事履行報告書については、工事請負契約書第11条及び土木工事共通仕様書で提出が義務付けされており必要です。
NO.52	材料品質証明資料	意見	レディーミクストコンクリートについては、材料(セメント・骨材・混和剤)等の試験成績表を集計したりするだけであり、省略して頂きたい。
		回答	品質記録保存資料は、橋台、橋脚、胸壁、擁壁、砂防ダム、トンネル覆工などのコンクリート構造物に対して、建設資材の品質記録を保存し、今後の構造物の維持管理に資するために作成するものです。土木工事共通仕様書の第3編1-1-11施工管理に作成するように明記しております。

NO.52	品質記録保存資料	意見	電子納品対象工事については、品質管理書類の中で整理しています。
		回答	品質記録保存資料は、橋台、橋脚、胸壁、擁壁、砂防ダム、トンネル覆工などのコンクリート構造物に対して、建設資材の品質記録を保存し、今後の構造物の維持管理に資するために作成するものです。土木工事共通仕様書の第3編1-1-11施工管理に作成するように明記しております。
NO.52	コンクリートブロックの品質管理資料	意見	コンクリートブロックだけが、特記仕様書に現場試験が記載されていますが、他の二次製品同様の取り扱いはできないのでしょうか。
		回答	JIS工場のブロックを使用の場合には現場試験は不要で、JIS工場以外のブロックを使用する場合には、品質確保の観点から現場試験が必要と判断し、実施するように特記仕様書に明記しています。ただし、同一年度に九州地方整備局管内の発注工事で、現場試験が行われていれば、その資料で良いこととしています。
NO.52	品質記録保存資料(特にコンクリート)	意見	生コンプラントよりもらう配合報告書に記載されてあるため、わざわざまとめ直す必要があるのか？
		回答	品質記録保存資料は、橋台、橋脚、胸壁、擁壁、砂防ダム、トンネル覆工などのコンクリート構造物に対して、建設資材の品質記録を保存し、今後の構造物の維持管理に資するために作成するものです。土木工事共通仕様書の第3編1-1-11施工管理に作成するように明記しております。
NO.58	出来高内訳書、数量計算書	意見	各発注者(担当者)により、まちまちであるため。
		回答	共通仕様書第1章1-1-21により部分払いの請求を行うときは、既済部分検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならないとなっておりますので必要ですが、ご質問の具体的な資料が分かれば、よりの確な回答ができますので、後日教えて下さい。
NO.72	新技術活用関係書類	意見	新技術活用関係書類においては当初に比べかなり簡素化されていますが、新技術の工法が長年にわたってもまだ新技術として資料を提出しなければならない。ある程度の実績データが収集できれば資料は不要では。(例)パワーブレンダー 平成15年に資料提出 (地盤改良工) 平成22年に資料提出
		回答	新技術に関する資料の提出は、技術的評価を継続的に把握して、有効なものか否かを判断するために求めています。ご意見のように長年にわたっているものについては、資料の簡素化を含めて検討していきます。
NO.78	品質管理資料の中で材料等のカタログ	意見	打合せ簿で提出しているため。
		回答	コンクリート積みブロックのように特記仕様書に記載されているものは必要ですが、特記仕様書に記載されていないものは提出の必要はありません。
NO.83	出来形(下部工等)頻度毎の写真管理	意見	撮影頻度が全数量となっているが、段階確認にて埋戻し前に監督職員が出来形確認を行っている。頻度については項目毎、代表箇所1箇所に軽減できるのでは。
		回答	段階確認事項で監督職員または現場技術員が立会している場合には、写真管理は不要です。段階確認事項以外は「写真管理基準」に基づき行ってください。

NO.83	段階確認時の記録写真	意見	現在段階確認実施時に記録写真を策定している。
		回答	段階確認において、監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要です。
NO.83	段階確認時の記録写真	意見	監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真は不要であるが、すべて撮影している。出来形管理写真も省略できるとしてあるが、撮影している。
		回答	ご意見のとおり不要ですので、監督員へ指摘して下さい。発注者側もそのような指示がないように指導していきます。
NO.83	工事写真の提出方法	意見	電子納品の提出及び工事検査時、パソコン プロジェクターで確認できる場合は、施工状況の写真は不要と思われます。
		回答	ご意見のとおり、検査時にパソコン等で確認できれば、プリントアウトは不要ですので、監督員へ指摘して下さい。発注者側もそのような指示がないように指導していきます。
NO.83	工事写真の提出方法	意見	紙の工事写真帳は不要であるが、紙の工事写真帳の提出を求める担当がいる。
		回答	工事写真については、ご意見のとおり、紙の工事写真帳は不要です。今後とも不要な書類等の提出を求めることが内容に指導してまいります。
NO.85	イメージアップ	意見	直轄工事現場では、イメージアップは浸透しているので、実施状況の写真等はマニフェストと同様提出ではなく、提示でいいのではないかと。
		回答	特記仕様書でも記載のとおり、提出が必要です。
NO.85	イメージアップ	意見	監督員の臨場確認でよいと思われる。
		回答	イメージアップについては、特記仕様書で明記しているとおおり、工事完了時に確認する必要がありますので、受注者は実施状況を説明できる写真を提出する必要があります。

平成23年度 各県建設業協会との意見交換で提出された工事書類一覧表以外の書類等に対する意見と回答

書類名	理由及び回答	
監督補助員等からの過度な書類作成の請求について	意見	近年、電子媒体の発達により、きめ細かな管理が求められております。このような中、完成時の工事資料については、必要にして最小限の資料が望ましいと考えますが、なかには良い評価を得るためとか、安心するために、また、監督補助等からの指導により、依然として過度な資料の作成が行われています。事務や資源の簡素化の観点から、過度な資料については評価の対象とせず、「不必要」である旨のご指導をご検討下さい。
	回答	工事書類については、ご意見のとおり、必要最小限の資料で十分です。監督補助等からの過度な資料の請求については、今後、無いように監督補助員だけでなく、監督員も含め指導していきます。
提出書類の出先機関での統一	意見	各事務所出先機関で履行報告や安全書類などの提出や添付書類に違いがある。統一できればしてもらいたい。また、紙と電子の二重納品はしなくて良いが普段の打ち合わせ等は紙で行っており、納品しないだけで手間は以前と変わっていない。
	回答	履行報告書などの工事帳票は統一しており、書式については、インターネットで「土木工事共通仕様書を適用する請負工事に用いる帳票様式」を検索してみてください。なお、安全に関する具体的な対策などは現場毎に異なりますので、書類の統一はできません。 工事書類の提出について、平成22年11月1日以降の工事は、工事打合せ簿等の工事帳票については、ASP(情報共有システム)を導入しない工事は紙で提出し、ASPを導入した工事は電子での提出となりました。
協議・承諾については書面でのやりとりになっているのでメール提出に標準化して欲しい。	意見	現場補助員次第で協議・承諾も通常の工事打合せ簿に現場代理人及び監理技術者印を押してPDF又はオリジナルファイルでメール受付をしてくれたので標準化として欲しい。
	回答	現場補助員でやりとりが異なる訳ではありません。「情報共有システム」(ASP)の試行工事であれば、メールでのやりとりが可能で、そうでない従来の工事は、紙でのやりとりとなります。ただし、従来の工事でもメールでのやりとりも可能ですので発注者と協議して下さい。なお、「情報共有システム」(ASP)は本格的な運用を目指し、平成23年度は試行工事件を増大させる予定です。
ASP導入しない場合の資料作成について	意見	ASPを導入しない場合によると、提出時の書類(打合せ簿)の決裁時に2部書類が必要となっているが、これまでどおり決裁時に1部作成し、業者保管にての対応でよいのではないかと。これまで1部作成でよかったのが、2部作成になり、作業効率が悪くなり、また、資源(紙)の無駄になると思われる。 ※ASPを導入する場合については、通信網が発達していない地域での施工となった場合、電子データを送付(通信)する時間がかかり、かえってペーパーにて監督員詰所等へ持参の方が効率が良い場合があるので現場毎に臨機応変に対応できるようにして頂きたい。
	回答	今回の改正により、ASPを導入しない場合の決裁時の資料については、2部提出して頂いて、押印後一部を受注者に返し、一部を発注者にて保存しますので2部必要となりました。ASP導入については、現場状況に応じて発注者と協議して決めて下さい。
工事打合せ簿(書面で提出する分)	意見	現在、工事打合せ簿は基本、メールでのやりとりとなっていますが、協議、承諾、又は枚数が多くメールでの送付が不可能な場合は書面で提出しています。 今までそのような場合は書面で1部提出していましたが、今年度より書面は2部ずつ提出するようになっていますが、2部必要なのでしょうか。今まで通り1部ではいけないのでしょうか。
	回答	工事書類の作成に係わる課題として「提出する工事書類が多い、紙と電子の二重納品の発生、電子納品する工事書類が工事毎でまちまち」等の意見が寄せられていたため、『工事における業務効率化の取り組み』で、紙のみで提出する書類、紙と電子の両方で納品する書類を明確にしたところです。 この改正において、書面での提出の場合、協議、承諾等の工事帳票については、2部作成し、押印後、1部は受注者が1部は発注者で保管するために2部必要となりました。

工事監理連絡会	意見	工事を進めるにあたり、非常に重要な連絡会です。現在、施工業者が主体となり、設計図書の照査、懸案事項を基に質問事項等が整理されています。設計者(コンサル)側からも、施工上の注意事項や問題点等について、業者がどのように考えて進めていくのか提議すると、施工業者も設計の意図が理解できて良いと思います。
	回答	提案のとおり、コンサルタントも参加して設計思想を伝える場としておりますので、活用して下さい。また、事前にコンサルタントへの質問などを頂けると準備ができますのでよろしくお願いします。
図面等の現地との不一致 一部一時中止について	意見	現地に入ってから設計を始める工事があり、工事着手が出来ない工事が多いので、発注時には基本方針ははっきりしてもらいたい。一部一時中止をなくしてもらいたい。直ぐにでも着工したいが、条件が合わなく中止になっても、現場に常駐しなくてはならない。
	回答	設計を全て終わらせた上で、工事発注するように指導しているところですが、中にはやむを得ず現場条件によって未完了な場合もあります。このため、工事契約後に着手できない場合には、「工事一時中止ガイドライン(案)」により、発注者と協議の上、工事一時中止を行い、中止期間中の工事現場の維持管理費用等を契約変更によって支払うことができるようにしています。
電柱や地下埋設物などの支障物件について	意見	特記仕様書に「用地は解決している。関係機関との協議は全て完了している。」と明記されておりますが、支障電柱や地下埋設物などが残存し、移転手続きに時間を要する場合があります。支障物件等については、詳細な事前調査、並びに円滑な移転措置に配慮していただきますよう、ご検討下さい。
	回答	設計を全て終わらせた上で、工事発注するように指導しているところですが、中には やむを得ず現場条件によって未完了な場合もあります。なお、未完了な場合には条件明示を行い、必要があれば、「工事一時中止ガイドライン(案)」により、発注者と協議の上、工事一時中止を行い、中止期間中の工事現場の維持管理費用等を契約変更によって支払うことができるようにしています。ただし、「特記仕様書に完了していると明記しているにも関わらず、手続きに時間を要する場合があります」というのは、条件明示が間違えていることとなりますが、そのようなことが無いように発注者を指導していきますので、具体的な工事名を教えてください。
詳細設計の精度向上について	意見	技術者として、現場の条件に対応し、よりよい物になるよう提案協議はもちろんだと認識していますが、受注してからの現場との不一致、大幅な設計変更等を軽減出来るよう求めます。発注前の段階で、現場と設計図書の不一致がないか 設計委託業者との審査会で中身の充実化をより一層強化して頂きたい。
	回答	設計成果については、今年度から納期の平準化と適切な工期の設定、業務版ワンデーレスポンス等により品質向上を目指しているところです。今後とも設計図書と現場の不一致が無いように努めてまいります。
	意見	当初設計で、ジャストポイントでの地質調査がされてなく、追加ボーリングを行い、再設計の結果、基礎杭の長さの変更になることがあります。杭などの二次製品は、制作に時間を要するため、重要な構造物については、当初設計の段階で詳細な地質調査などを実施し、発注していただくようご検討下さい。
	回答	設計成果については、今年度から納期の平準化と適切な工期の設定、業務版ワンデーレスポンス等により品質向上を目指しているところです。今後とも意見のようなことが無いように努めてまいります。
概算発注について	意見	最近の河川工事では、概算発注工事が当り前の様になっていますが、特記仕様書で詳細設計確定に2カ月かかりますと記載されていても、実際に詳細設計が確定するのに、それ以上かかることが多い様に思われます。せめて、特記仕様書に記載された期間内で詳細設計が確定する様にして下さい。河川工事の場合、出水期は工事中止の場合が多いので、11月～5月の間に何とか終わらせる様にして下さい。と良く言われます。工期に余裕がある時はいいですが、中には受注段階で工期に余裕がなく、雨天が多い時期などは、休みなしで何とか竣工という現場も多いみたいです。よろしく御願います。
	回答	特記仕様書に明記した内容を厳格に守るように努めておりますが、今後そのような事がないように指導してまいります。

早期発注、他工事との調整、適切な工期の設定について	意見	工期の1ヶ月程度前に、工事費変更のための数量の精査(確定)が求められます。年度末工事など工期の短い工事のうち、施工条件の厳しい現場などは進捗がはかどらず、数量の確定が困難なことからご要望に対応できない場合があります。発注前に、現地施工条件を十分考慮して頂き、早期発注をはじめ、他工事との調整や適切な工期の設定等について配慮していただきますよう、ご検討下さい。
	回答	工事の発注については、平準化に努めるとともに、工期の設定については、現地条件や関連工事間の調整を考慮した日数に不稼働日を合計して設定するように指導しているところです。工期末の出来高数量の把握については、変更契約が必要な否かの判断をするために求めているものですが、発注者と協議の上、可能な範囲で提出して下さい。
休暇について	意見	工期計画に余裕をとってもらい、休日をとれるようにしてもらいたい。年度末(3月末)に工期終了を設定されると中止になってもしわ寄せがきて、休日も作業しないと工期内に終了できない。
	回答	工事の発注については、平準化に努めるとともに、工期の設定については、4週8休を含めた不稼働日を考慮して設定するように指導しているところです。今後も意見のような現場とならないようにさらに指導してまいります。
資材単価について	意見	特別調査を実施して決定する資材と、材料見積を実施して決定する資材がありますが、特別調査の資材については、実態の価格とかなり差がある場合があることから、材料見積の方法を主にできないか、ご検討下さい。また、併せて、整備局統一単価の公表、及び特別調査単価の事後公表をしていただきますよう、ご検討下さい。
	回答	特別調査は、「土木工事標準積算基準書 I-2-①-1」にあるように、全国統一的に調達価格(材料単価×使用数量)が100万円以上、もしくは1資材の材料単価が10万円以上の場合に実施しております。「土木工事標準積算基準書」は九州地方整備局総務部契約課にて閲覧可能です。 特別調査は、取り扱いのある複数社より実勢価格を書面による調査、及び業者へのヒアリングを行った上で価格を設定し、その設定価格の妥当性・整合性を確認し最終的に決定した価格です。よって、実態の価格よりも高くなる場合もあれば低くなる場合もあります。材料見積の方法を主にできないかというご意見ですが、材料見積は3社(以上)からの徴収であり、高価な材料については見積りの徴収数が少ない事からバラツキが大きい場合、適正価格を判断できないと考えております。 また、整備局統一単価は九州地方整備局内ホームページにて公表しております。特別調査単価については開示請求があれば、契約が成立した工事に限り公表することとしております。
工事日報	意見	安全管理の資料の中で一緒にまとめているため。
	回答	労働安全衛生法及び同規則で定められている安全巡視の実施状況を記録する日誌の事と思いますが、同法令に基づき適切に作成する必要があります。ただし、国土交通省へ提出する工事書類一覧表ではありませんので、提出は不要です。
工事評点について	意見	評定点の細分化をして頂きたい。また、改善への取り組み方法の参考にしたいため、評定点に対する講評をして頂きたい。(具体的に〇〇がどうであるから〇点)
	回答	評定点の細分化について、工事成績評定通知書の項目別評定点として細分化して通知しているところです。評定点の好評については、今後とも、検査時に良かった点、悪かった点、改善すべき点等を伝えるように指導して参ります。